

期日指定定期預金規定

預金の成立・支払時期および証券類の受入、反社会的勢力との取引謝絶、預金の解約・書替継続、届出事項の変更・通帳の再発行等、成年後見人等の届出、印鑑照合等、譲渡・質入の禁止、保険事故発生時における預金者からの相殺規定、規定の変更については共通規定に記載していません。

1. (預入の金額)

期日指定定期預金（以下「この預金」といいます）の預入は1口100円以上300万円未満とします。

2. (自動継続)

(1)この預金のうち自動継続扱のものについては次の通り取扱います。

(2)この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(3)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(4)継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

(1)この預金は、次項以下に定める満期日（自動継続の継続停止後の満期日を含みます）以後に、利息とともに支払います。

(2)満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日の指定がないときは、通帳記載の最長預入期限を満期日とします。

①満期日は、この預金の全部または一部について預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです）の1年後の応当日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②自動継続扱で継続停止の申出があり満期日の指定が無いときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定が無いときも同様とします。継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

①1年以上2年未満証書（通帳）記載の「2年未満」利率

②2年以上証書（通帳）記載の「2年以上」利率

（以下「2年以上利率」といいます）

(2)継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3)自動継続扱の継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

(4)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに

支払います。

(5)この預金を上記共通規定の 6. (1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。

①6 か月未満解約日における普通預金の利率

②6 か月以上1年未満約定利率×40%

ただし、計算した利率が解約日における普通預金利率より低い場合は、解約日の普通預金利率を適用します。

(6)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

(2021年3月1日現在)